

つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要項

（設置）

第1条 つくば市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱（平成27年つくば市告示第185号）第7条第1項の規定に基づき、つくば市まち・ひと・しごと創生本部の推進会議として、つくば市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

（目的）

第2条 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとしていくとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、有識者会議では、次に掲げる事項について、専門的見地又は市民の視点にたった意見等を述べるものとする。

- (1) つくば市人口ビジョン及びつくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定について必要な事項
- (2) 総合戦略の進行管理上必要な事項
- (3) 総合戦略に位置付けられた事業等の重要業績評価指標の検証に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関し本部長が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 産業、金融、労働、言論のいずれかの知見を有する者
- (3) 学識経験者、地方行政機関及び公共的団体の職員

（委嘱期間）

第4条 委員の委嘱期間は、平成27年6月5日からおおむね5年間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に、座長、副座長を置く。

2 有識者会議の座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、議長として有識者会議の議事を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、市長公室ひと・まち連携課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。